

# 資料編

1. 船橋市環境審議会	
(1) 船橋市環境審議会規則	資- 1
(2) 船橋市環境審議会構成委員名簿	資- 2
2. 船橋市生物多様性地域戦略策定委員会	
(1) 船橋市生物多様性地域戦略策定委員会設置要綱	資- 3
(2) 船橋市生物多様性地域戦略策定委員会構成委員名簿	資- 4
3. 船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会	
(1) 船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会設置要綱	資- 5
(2) 船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会委員所属部課名	資- 6
4. 生物多様性ふなばし戦略策定経過	
(1) 平成25年度～平成26年度	資- 7
(2) 平成27年度～平成28年度	資- 8
5. 生物多様性ふなばし戦略（案）に対する意見の募集結果	資-10
6. 「生物多様性ふなばし戦略」について（答申）	資-11
7. 引用した文献等の出典、参考資料等	資-12
8. 用語解説集	資-14

## 1. 船橋市環境審議会

### (1) 船橋市環境審議会規則

平成9年7月31日規則第52号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、船橋市環境基本条例（平成9年船橋市条例第7号）第27条第6項の規定により、船橋市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議及び議事)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (部会)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

#### (庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

#### (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成9年8月1日から施行する。  
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(昭和55年船橋市規則第42号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

##### 附 則 (平成27年3月31日規則第34号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## (2) 船橋市環境審議会構成委員名簿

氏名	所属団体もしくは推薦者	役職等
我妻 みと	船橋市生活学校運動推進協議会	会長代行
牛島 薫	船橋市中学校長会	校長（習志野台中）
内倉 和雄	日本大学薬学部	元教授
○ 大西 優子	船橋市地球温暖化対策地域協議会	理事
大野 哲也	船橋商工会議所	工業第1部会副部会長
小川 晃	市川市農業協同組合	船橋地区統括理事
小澤 信也	一般公募	市民
河北 慶介	一般公募	市民
工藤 智子	千葉県環境研究センター	センター長
清水 玲	千葉県環境保全協議会船橋部会	部会長
鈴木 恵子	一般公募	市民
◎ 瀧 和夫	千葉工業大学工学部	名誉教授
滝口 宜彦	船橋市漁業協同組合	代表理事組合長
田島 正子	千葉県自然観察指導員協議会	自然観察指導員
玉元 弘次	船橋市医師会	会長
藤井 敬宏	日本大学理工学部	教授
村澤 彰彦	海老川調節池を市民と活用する会	事務局長
本木 次夫	船橋市自治会連合協議会	会長

※◎：会長、○：副会長

※委員の氏名は50音順に掲載しています。

※委員の委嘱期間は平成27年5月27日から平成29年5月26日までです。

## 2. 船橋市生物多様性地域戦略策定委員会

### (1) 船橋市生物多様性地域戦略策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な事項を定めた「船橋市生物多様性地域戦略（仮称）」（以下「戦略」という。）の検討を行うため、船橋市生物多様性地域戦略策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1)船橋市の生物多様性に関する現状及び課題等の整理に関すること。
- (2)戦略の対象区域、期間、基本方針・理念、目標に関すること。
- (3)施策・行動計画の立案と体系化に関すること。
- (4)推進体制・進行管理の仕組みに関すること。
- (5)その他戦略策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、11人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)自然環境の保全に係る団体の代表者
- (3)教育関係者
- (4)事業者
- (5)行政機関の職員
- (6)その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から戦略が策定される日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、船橋市職員その他関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(災害補償)

第9条 委員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

## (2) 船橋市生物多様性地域戦略策定委員会構成委員名簿

氏名	所属団体もしくは推薦者	役職等
内海 克紀	船橋市小学校長会	校長（古和釜小）
遠藤 茂	一般公募	市民
大野 正彦	一般公募	市民
小川 晃	市川市農業協同組合	船橋地区統括理事
小野 知樹	千葉県環境生活部自然保護課	副主幹
◎ 近藤 昭彦	千葉大学環境リモートセンシング 研究センター	教授
○ 西廣 淳	東邦大学理学部生命圏環境科学科	准教授
畑中 浩一	船橋自然に親しむ会	代表
松本 好司	船橋市漁業協同組合	専務理事
宮川 榮子	千葉県自然観察指導員協議会	自然観察指導員
吉見 暁	船橋商工会議所	株式会社クボタ京葉工場 副工場長 本質安全推進室長

※◎：委員長、○：副委員長

※委員の氏名は50音順に掲載しています。

※委員の委嘱期間は平成27年5月26日から生物多様性ふなばし戦略が策定された日までです。

### 3. 船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会

#### (1) 船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会設置要綱

##### (設置)

第1条 船橋市における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な事項を定めた「船橋市生物多様性地域戦略（仮称）」（以下「戦略」という。）の策定を円滑かつ効果的に行うため、船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会（以下「調整会」という。）を設置する。

##### (所掌事項)

第2条 調整会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 戦略策定に係る調整及び連絡に関すること。
- (2) その他戦略策定に必要な事項に関すること。

##### (組織)

第3条 調整会は、会長、副会長その他の委員をもって組織する。

2 会長は環境部長の職にある者、副会長は環境政策課長の職にある者とし、委員は別表に定める者をもって充てる。

3 会長は、調整会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第4条 調整会の会議は、会長が招集する。

2 調整会の会議に、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

##### (部会)

第5条 調整会の円滑な運営を図るため、調整会に部会を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、環境政策課長の職にある者、部会員は委員が推薦する職員をもって充てる。

4 部会は、部会長が招集し、部会長は会議を総理する。

5 部会は、必要があると認めるときは、部会員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

##### (庶務)

第6条 調整会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

##### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

##### (この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

##### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## (2) 船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会委員所属部課名

会 長	環境部長	
副会長	環境部環境政策課長	
委員	部	課
	企画財政部	政策企画課長
	市民生活部	市民協働課長
	保健所	衛生指導課長
	環境部	環境保全課長
	経済部	商工振興課長
		農水産課長
	都市計画部	都市計画課長
	都市整備部	都市整備課長
		公園緑地課長
	道路部	道路計画課長
	下水道部	下水道河川計画課長
		下水道河川管理課長
		河川整備課長
	建築部	宅地課長
	教育委員会学校教育部	指導課長
教育委員会生涯学習部	社会教育課長	
	文化課長	

#### 4. 生物多様性ふなばし戦略策定経過

##### (1) 平成 25 年度～平成 26 年度

###### 【船橋市自然環境調査】

年度	調査項目と調査時期						
	植物	哺乳類	鳥類	両生類・爬虫類	昆虫類	魚類	底生動物
平成 25 年度	秋	秋・冬	秋・冬	秋	秋	秋	冬～早春
平成 26 年度	春・夏	春・夏	春・初夏	春・夏	春・夏	春・夏	初夏・夏

※船橋市自然環境調査では、市内の 16 地域で現地調査を実施し、三番瀬については、千葉県が実施した現地調査結果の再整理を行っています。調査結果の概要は本編の p16 と p17 に記載しています。

※調査結果をとりまとめた以下の資料については、船橋市環境部環境政策課の窓口で閲覧できます。また、船橋市ホームページからダウンロードすることもできます。

- ・平成 25・26 年度 船橋市自然環境調査 報告書
- ・ふなばしの自然 平成 25・26 年度 船橋市自然環境調査

## (2) 平成 27 年度～平成 28 年度

## 【生物多様性ふなばし戦略策定】

年月日	会議と議題
平成 27 年 5 月 26 日	第 1 回策定委員会 1.正副委員長の選出 2.船橋市生物多様性地域戦略策定委員会について 3.戦略の策定方針について 4.自然環境調査結果の概要 5.有識者ヒアリング、各種アンケート調査の実施計画について
平成 27 年 6 月 25 日	第 1 回庁内調整会 1.船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会について 2.戦略の策定方針について 3.自然環境調査結果の概要 4.有識者ヒアリング、各種アンケート調査の実施計画について
平成 27 年 8 月 6 日	第 2 回策定委員会 1.第 1 回船橋市生物多様性地域戦略策定委員会の対応について 2.戦略図書の前書き（案）と構成（案）について 3.有識者ヒアリング、アンケート実施結果について 4.船橋市の生物多様性の現状と課題について
平成 27 年 8 月 18 日	第 2 回庁内調整会 1.戦略図書の前書き（案）と構成（案）について 2.有識者ヒアリング、アンケート実施結果について 3.船橋市の生物多様性の現状と課題について 4.第 2 回船橋市生物多様性地域戦略策定委員会の対応について
平成 27 年 10 月 30 日	第 3 回策定委員会 1.第 2 回船橋市生物多様性地域戦略策定委員会及び第 2 回船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会の意見と対応について 2.（仮称）船橋市生物多様性地域戦略（素案）について
平成 27 年 11 月 12 日	第 3 回庁内調整会 1.第 2 回船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会の意見と対応について 2.（仮称）船橋市生物多様性地域戦略（素案）について 3.第 3 回船橋市生物多様性地域戦略策定委員会の意見と対応について
平成 28 年 2 月 8 日	第 4 回策定委員会 1.第 3 回船橋市生物多様性地域戦略策定委員会及び第 3 回船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会の意見と対応について 2.（仮称）生物多様性ふなばし戦略（素案）について
平成 28 年 2 月 17 日	第 4 回庁内調整会 1.第 3 回船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会の意見と対応について 2.（仮称）生物多様性ふなばし戦略（素案）について 3.第 4 回船橋市生物多様性地域戦略策定委員会の意見と対応について
平成 28 年 2 月 18 日	第 1 回環境審議会（平成 27 年度第 2 回船橋市環境審議会） ・「その他 報告事項」：（仮称）生物多様性ふなばし戦略（素案）について

年月日	会議と議題
平成 28 年 4 月 26 日	<b>第 5 回策定委員会</b> 1.第 4 回船橋市生物多様性地域戦略策定委員会、第 4 回船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会及び平成 27 年度第 2 回船橋市環境審議会の意見と対応について 2.生物多様性ふなばし戦略（案）について
平成 28 年 5 月 10 日	<b>第 5 回庁内調整会</b> 1.第 4 回船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会及び平成 27 年度第 2 回船橋市環境審議会の意見と対応について 2.生物多様性ふなばし戦略（案）について 3.第 5 回船橋市生物多様性地域戦略策定委員会の意見と対応について
平成 28 年 7 月 1 日 ～ 平成 28 年 8 月 1 日	○パブリック・コメント：平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 8 月 1 日 ○説明会 ・高根台公民館：平成 28 年 7 月 5 日 ・東部公民館：平成 28 年 7 月 7 日 ・中央公民館：平成 28 年 7 月 9 日
平成 28 年 9 月 6 日	<b>第 6 回策定委員会</b> 1.第 5 回船橋市生物多様性地域戦略策定委員会及び第 5 回船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会の意見と対応について 2.パブリック・コメント（意見募集）の結果について 3.生物多様性ふなばし戦略（案）について
平成 28 年 9 月 20 日	<b>第 6 回庁内調整会</b> 1.第 5 回船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会の意見と対応について 2.パブリック・コメント（意見募集）の結果および生物多様性ふなばし戦略（案）について 3.第 6 回船橋市生物多様性地域戦略策定委員会の意見と対応について
平成 28 年 11 月 14 日	<b>第 7 回策定委員会</b> 1.第 6 回船橋市生物多様性地域戦略策定委員会及び第 6 回船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会の意見と対応について 2.生物多様性ふなばし戦略（案）について 3.生物多様性ふなばし戦略（案）概要版について
平成 28 年 12 月 16 日	<b>第 7 回庁内調整会</b> 1.第 6 回船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会の意見と対応について 2.生物多様性ふなばし戦略（案）について 3.生物多様性ふなばし戦略（案）概要版について 4.第 7 回船橋市生物多様性地域戦略策定委員会の意見と対応について
平成 29 年 1 月 26 日	<b>第 2 回環境審議会（平成 28 年度第 1 回船橋市環境審議会）</b> ・生物多様性ふなばし戦略（案）について（諮問）

※環境審議会：船橋市環境審議会

※策定委員会：船橋市生物多様性地域戦略策定委員会

※庁内調整会：船橋市生物多様性地域戦略庁内調整会

## 5. 生物多様性ふなばし戦略（案）に対する意見の募集結果

### (1) 意見の募集期間

- ・平成28年7月1日(金)から8月1日(月)

### (2) 意見の募集方法

- ・広報ふなばし（7月1日号）および市ホームページにパブリック・コメントおよび説明会実施のお知らせ掲載
- ・環境政策課、行政資料室、船橋駅前総合窓口センター、各出張所・公民館・図書館、ホームページにおいて、戦略（案）と関係資料を公表

### (3) 意見を提出することができる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤または通学されている方
- ・戦略（案）に関し利害関係を有する方（市内で事業を営む方など）

### (4) 意見の提出方法

- ・郵送、ファックス、電子メール、直接持参

### (5) 説明会

戦略（案）に関する説明会を以下のとおり3回実施

- ・高根台公民館

日時：平成28年7月5日（火）14時～15時20分

参加者：8名

- ・東部公民館

日時：平成28年7月7日（木）14時～15時10分

参加者：10名

- ・中央公民館

日時：平成28年7月9日（土）10時～11時5分

参加者：8名

### (6) 意見総数

- ・25件

## 6. 「生物多様性ふなばし戦略」について（答申）

船環審第1号

平成29年2月24日

船橋市長 松戸 徹 様

船橋市環境審議会 会長 瀧 和夫

### 生物多様性ふなばし戦略（案）について（答申）

平成29年1月26日付、船環政第1314号により当審議会に諮問された生物多様性ふなばし戦略（案）について、当審議会で審議した結果、「諮問内容は妥当である」との結論を得たので答申する。

なお、次の点について留意されるよう要望する。

#### 記

1. 今後の生物多様性に係る取組については、幅広い年齢層において展開すると同時に、特に若い世代が重要となってくるため、学校教育との連携などに努めること。

## 7. 引用した文献等の出典、参考資料等

### 第1章 生物多様性ふなばし戦略とは

- 1-1 : 環境省「生物多様性と生態系サービス」, <<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/valuation/service.html>>
- 1-2 : 独立行政法人森林総合研究所（2010）「森林の生物多様性がソバの実りを豊かにする－花粉を媒介する昆虫の多様性が結実率を高める－」, <<https://www.ffpri.affrc.go.jp/press/2010/20101116/documents/20101116.pdf>>
- 1-3 : 青山潤・塚本勝巳（2006）「ウナギの回遊研究と資源問題」, 学術月報 59:p648-653
- 1-4 : 環境省「生物多様性に迫る危機」, <[https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/biodiv\\_crisis.html](https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/biodiv_crisis.html)>
- 1-5 : 環境省（2012）「生物多様性国家戦略 2012-2020」, <[https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/files/2012-2020/01\\_honbun.pdf](https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/files/2012-2020/01_honbun.pdf)>, p28-33
- 1-6 : 千葉県（2015）「千葉県環境基本計画〔改訂版〕」, <[https://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/keikaku/kankyouseikatsu/kihonkeikaku/kihonkeikaku\\_kaiteiban.html](https://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/keikaku/kankyouseikatsu/kihonkeikaku/kihonkeikaku_kaiteiban.html)>, p42-47

### 第2章 船橋市の生物多様性の現状と課題

- 2-1 : 環境省（2012）「生物多様性国家戦略 2012-2020」, <[https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/files/2012-2020/01\\_honbun.pdf](https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/files/2012-2020/01_honbun.pdf)>, p20-24
- 2-2 : 船橋市「河川や海域の水質状況」, <<http://www.city.funabashi.lg.jp/machi/kankyou/006/p003413.html>>
- 2-3 : 千葉県「三番瀬の歴史」, <<https://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/sanbanze/keii/documents/101rekishi.pdf>>
- 2-4 : 船橋市「船橋の歴史」, <<http://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/gakushu/0005/p008836.html>>
- 2-5 : 大迫忍ほか（1997）「ふるさとの文化遺産 郷土資料事典〔12〕千葉県」
- 2-6 : 船橋市（1991）「船橋市史 原始・古代・中世編」
- 2-7 : 船橋市市史編さん委員会編（2004）「市史読本 船橋のあゆみ」
- 2-8 : 船橋市「地域の歴史と文化財」, <<http://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/toshokankominkan/0002/0001/0002/p010047.html>>
- 2-9 : 船橋市（2015）「平成 25,26 年度船橋市自然環境調査報告書」
- 2-10 : 【鳥 類】 千葉県（2014）「平成 25 年度三番瀬鳥類個体数経年調査 調査結果」  
 【魚 類】 千葉県（2008）「平成 19 年度三番瀬海生生物現況調査（魚類着底状況）調査結果」  
 【底生動物】 千葉県（2007）「平成 18 年度三番瀬海生生物現況調査（底生生物及び海域環境）調査結果」

- 2-11 : 船橋市 (2002) 「船橋市内環境調査報告書」
- 2-12 : 宮原武夫 (2011) 「船橋の歴史散歩」 葺書房出版,p31-35
- 2-13 : 関東農政局「さらに詳しく 野付村の生活」 ,<[http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/sekkei/kokuei/hokuso/rekishi/03\\_1.html](http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/sekkei/kokuei/hokuso/rekishi/03_1.html)>
- 2-14 : 農研機構・農業環境変動研究センター「歴史的農業環境閲覧システム」 ,<<http://habs.dc.affrc.go.jp/>>
- 2-15 : 船橋市 (2016) 「平成 27 年度船橋市生物多様性地域戦略策定業務委託報告書」 ,有識者ヒアリング結果
- 2-16 : 内村悦三 (2005) 「タケと竹を活かすータケの生態・管理と竹の利用ー」 ,全国林業改良普及協会
- 2-17 : 篠原慶規・久米朋宣・市橋隆自・小松光・大槻恭一 (2014) 「モウソウチク林の拡大が林地の公益的機能に与える影響ー総合的理解に向けてー」 ,日本林学会誌 96:p351-361
- 2-18 : 船橋市郷土資料館 (2008) 「新版 船橋のあゆみ」 ,p40-41
- 2-19 : 船橋市「船橋の漁業」 ,<<http://www.city.funabashi.lg.jp/jigyounousuisan/001/p001278.html>>

#### 第4章 目指す将来像と施策の体系

- 4-1 : 国土交通省 (2014) 「安心・安全で持続可能な国土の形成について (参考資料)」 ,<[www.mlit.go.jp/common/001061194.pdf](http://www.mlit.go.jp/common/001061194.pdf)>

※ウェブサイトは平成 28 年 12 月末に閲覧

## 8. 用語解説集

※p〇は本編で最初に記載されているページです。

## 【あ行】

**愛知目標（あいちもくひょう） p9**

2050年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標。数値目標を含む具体的目標であり、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された。

**青潮（あおしお） p15**

富栄養化の著しい海域で底層の低酸素水塊が海面に上昇する現象。水に硫黄粒子や硫黄化合物が含まれているため、水面が青白く見える。東京湾では夏から秋にかけて発生することが多い。

**赤潮（あかしお） p15**

海域や汽水域の富栄養化によって、水中の植物プランクトン等が異常繁殖し、水の色が赤や緑に変化する現象。主に夏期に発生し、魚介類の大量死を招くことがある。

**オーダー（おーだー） p11**

桁数のこと。

## 【か行】

**海岸段丘（かいがんだんきゅう） p12**

海岸沿いの台地または階段状の地形であり、海面下の平坦な面が陸化したもので、海側にゆるく傾く平坦な面とその前面の急な崖で構成される。

**海洋性気候（かいようせいきこう） p11**

海や海岸、沿岸に多く見られる気候であり、気温の日較差や年較差が小さいことに特徴がある。

**外来生物法（がいらいせいぶつほう） p18**

問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その取扱いの規制や特定外来生物の防除等を定めている。正式名称は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」。平成17年6月施行。

**かく乱（かくらん） p7**

生態系の構造を乱し、生き物が生育・生息する環境を変化させること。

**下層植生（かそうしょくせい） p23**

林床に生育する植生。間伐が行われていない森林では、林内に光が射し込まないことによって下層植生が消失し、生き物の生息地の減少や降雨による表土の流出が懸念される。

**環境基準（かんきょうきじゆん） p47**

環境基本法第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気汚染、水質汚濁、騒音、土壤汚染に環境基準が定められている。

### 環境マネジメントシステム（かんきょうまねじめんとしすてむ） p75

組織や事業者が、自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

### 関東造盆地運動（かんとうぞうぼんちうんど） p14

関東平野の中心部が沈降し、周囲の山地が隆起する地殻運動。

### 涵養（かんよう） p42

地表の水がゆっくりと浸透し、地下水となることで河川への流量を調整すること。

### 季節風（きせつふう） p11

季節によって一定方向に吹く風のこと。日本付近では、ユーラシア大陸と太平洋の温度差によって、夏は南東または南西の風、冬は北西の風が吹く。

### 谷底平野（こくていへいや） p12

河川の堆積作用によって山間部の谷底に形成された平野のこと。

### 谷頭（こくとう） p26

谷の最上流部のこと。

#### 【さ行】

### 里地里山（さとちさとやま） p7

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とその周辺の林、農地、ため池、草原などで構成され、人間の暮らしに伴う働きかけを通じて環境が形成・維持されている地域。

### 湿生植物（しっせいしょくぶつ） p55

湿潤な水辺や湿原などに生育する植物。ヨシ、マコモなどが代表的な種。

### 指定樹林制度（していじゅりんせいど） p49

「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例」に規定された制度で、樹林の生育面積が 300 m<sup>2</sup> 以上で、属する樹木が健全である樹林地を、所有者の同意を得て指定する制度。

### 指標種（しひょうしゅ） p56

特定の環境条件に敏感に反応して生育している生き物の種類。川の汚れを調べる際に用いる水生昆虫など、指標種が生息・生育しているかどうかを調べることにより、その環境が存在しているかどうか分かる。

### 下総台地（しもうさだいち） p12

千葉県の中中部から北部にかけて広がる、なだらかな台地。

### 種の保存法（しゅのほぞんほう） p18

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存することを目的とし、国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めている。正式名称は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」。平成 5 年 4 月施行。

### 迅速測図（じんそくそくず） p20

明治初期から中期にかけて行われた簡便な測量法とその成果の地図のこと。関東地方では明治 13（1880）年から明治 19（1886）年にかけて平野部から房総半島を対象に作成された。

**生態系（せいたいけい） p1**

相互に関わり合いながら生きている生き物たちとそれらを取りまく自然環境をあわせたまとまりのこと。

**生物多様性基本法（せいぶつたようせいきほんほう） p9**

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、自然と共生する社会を実現することを目的とした法律。国による生物多様性国家戦略の策定や都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されている。平成 20 年 6 月施行。

**生物多様性条約第 10 回締約国会議****（COP10）（せいぶつたようせいじょうやくだいいじっかいていやくこくかいぎ） p9**

平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市において開催された生物多様性条約の締約国会議。遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書と、2011 年以降の新戦略計画（愛知目標）が採択された。

**生物多様性国家戦略（せいぶつたようせいこっかせんりやく） p7**

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。平成 24 年 9 月 28 日に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定された。

**浅海域（せんかいいき） p2**

大陸棚上の比較的水深の浅い海域のこと。

**【た行】****地産地消（ちさんちしょう） p50**

生活している地域で生産された農産物や水産品をその地域で消費すること。

**底生動物（ていせいどうぶつ） p16**

水底に生息する動物の総称。

**土砂条例（どしゃじょうれい） p58**

船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例。

**都市型水害（としがたすいかい） p15**

市街化が進むことによって、都市部において発生する水害。集中豪雨の発生や地表面がアスファルト等に覆われることによる雨水浸透の低下などが要因となっている。

**【は行】****ビオトープ（びおとーぷ） p33**

ギリシャ語で、生命を意味する「Bio」と場所を意味する「topos」の合成語で、一般的には、地域を限定せず、あらゆる場所において生き物の住み着くことのできる場所を指す。

**風致地区（ふうちちく） p47**

都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために、都市計画法により規定する地区。

**圃場（ほじょう） p25**

作物を栽培する田畑。農圃。

**【ま行】**

**ミレニアム生態系評価（みれにあむせいたいけいひょうか） p5**

2001年から2005年にかけて行われた、生態系に関する大規模な総合的評価。生態系の変化が人間の生活の豊かさにどのような影響を及ぼすのかを示し、政策・意志決定に役立つ総合的な情報を提供するとともに、生態系サービスの価値の考慮、保護区設定の強化、横断的取組や普及広報の充実、損なわれた生態系の回復などを提言している。

**【ら行】**

**ラムサール条約（らむさーるじょうやく） p52**

水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促し、湿地の賢明な利用（Wise Use）を進めることを目的とした法律。現在は水鳥の生息地のみならず、人工の湿地や浅海域等も含む幅広い湿地の保全及び適正な利用を図ることを規定している。正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。昭和46年2月にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された。

**ロードマップ（ろーどまっぷ） p36**

目標の達成に向けた作業手順やその工程を示した計画のこと。

**【英数字】**

**ISO14001（あいえずおー14001） p33**

環境への影響を低減させる仕組（環境マネジメントシステム）として定められている国際的な標準規格のこと。